

野田市農業委員会総会会議録（第6回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和8年6月9日午後2時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

1 番 川 辺 茂	2 番 山 田 賢 一
3 番 筑 井 正	4 番 齊 藤 和 夫
5 番 石 塚 正 夫	6 番 遠 藤 一 浩
7 番 吉 岡 清 美	8 番 荒 木 大 輔
9 番 染 谷 美佐夫	10 番 宇佐見 稔 久
11 番 後 藤 和 久	12 番 鳩 貝 直 子
13 番 藤 井 愛 子	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について
報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

2. 事務局長	渡邊 宏治
局長補佐	宮本 武志
農地農政係長	初見 利津子
主任主事	上田 和充

議長 ただいまから令和8年第6回野田市農業委員会総会を開会します。

事務局より報告がありましたが、野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

1番 川辺 茂 委員

2番 山田 賢一 委員を指名します。

議長 本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆588平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

宇佐見委員 今月は1班が担当で、6月3日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号1番、3番、4番、議案第2号1番、議案第4号3番、6番について筑井委員が、議案第1号2番、議案第3号1番、議案第4号1番、2番、4番、5番について吉岡委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について筑井委員から報告をお願いします。

筑井委員 申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1,979平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号2番について報告します。

申請地は畑2筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑現況田1筆で952平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は相続したが、高齢で耕作が困難なため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号3番について報告します。

申請地は現況田1筆で、作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で564平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、自家消費による家庭菜園のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号4番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号について、事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1,303.14平方メートルとなっております。

転用の目的はイチゴの観光農園による駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農振農用地の区域内にある農地ですが、農業用施設用地へ用途変更していることから例外規定に該当します。

当該地はすでに砂利敷きで駐車場用地として利用されていることから、始末書が添付されています。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内に浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲の農地は本人所有の土地になりますが、農地との間に1m以上の緑地帯を設ける予定です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、5ページ、議案第4号申請番号6番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、すでに駐車場用地として利用されていることから、残高証明書等は添付されておりません。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は畑1筆764平方メートルの内、262平方メートルの専用住宅用地として、令和8年3月6日付けで許可を受けておりました。

当初、許可を受けた際には、賃貸借権設定となっておりましたが、銀行からの融資の問題で、賃貸借権設定から使用貸借権設定へ変更が必要となったことから、今回計画変更となっております。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号1番について報告します。

現地につきましては、今年2月にも現地調査を行いました。保全管理された農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 ただいま議案第3号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑8筆で合計7,321.40平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

先ほど議案第3号でもご説明いたしましたが、申請地は、畑1筆262平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による専用住宅用地です。

都市計画法では線引き前からその土地が相続によって代々所有されている土地で、既存集落における50戸連単に該当します。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号2番について報告します。

先ほど議案第3号でもご説明いたしましたが、現地は保全管理された農地です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

申請内容は、転用目的などに変更はなく、権利関係のみの変更ということもあり、事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、変更内容が影響しないことから添付省略となっております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で合計1,001平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態です。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、境界にコンクリートブロックを設置する計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で合計1,236平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で合計901平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を鉄パイプの柵で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金通帳の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番 6 番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で合計 1,195 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、バスターミナルから 1 キロメートル圏内の農地となりますので、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第4号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第5号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

野田市長より令和8年5月22日付けで、令和8年度第3次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。

7ページをご覧ください。

一括分でございますが、5年から10年の賃借権設定が畑9筆 合計8,867平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第5号の事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第1号から第5号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第5号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから3ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、6件受理しております。

次に4ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1件受理しております。

次に5ページから8ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、15件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に9ページから11ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、1件提出がありました。

次に12ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について、1件提出がありました。

以上となります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。
(午後 3時 00分)